（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

２　新規則第四条第一項第五号の規定は、法人の令和七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

○財務省令第二十七号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百五十五号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第八項の規定に基づき、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）を実施するため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条第二項中「、「減価償却資産」又は「国内」」を「又は「減価償却資産」又は「国内」」に、「、第八号又は第九号」を「又は第八号」に、「、減価償却資産又は国内」を「又は減価償却資産」に改め、同条第三項を次のように改める。

３　第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」又は「減価償却資産」とは、それぞれ法第二条第三項第一号、第二号又は第十号に規定する人格のない社団等、法人課税信託又は減価償却資産をいう。

第三条第一項第一号中「国内」の下に「（所得税法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。）」を加える。

第四条を削る。

第四条の二第一項中「第十四条の二第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条の二第一項に規定する事業」を「第十四条第一項に規定する事業」に改め、同項第一号ロ及びニ中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項第二号中「第十三条の三第一項第十二号」を「第十三条の三第一項第十三号」に、「第三十一条の二第二項第十二号イ、第十三号イ」を「第三十一条の二第二項第十三号イ」に改め、同条第三項中「第十二条の二第二項に規定する」を「第十二条第二項に規定する」に改め、同項第一号中「第十二条の二第二項」を「第十二条第二項」に、「第十四条の二第三項第一号」を「第十四条第三項第一号」に改め、同項第二号中「第十二条の二第二項」を「第十二条第二項」に、「第十四条の二第三項第一号」を「第十四条第三項第一号」に改め、同条第四項中「第十四条の二第三項第一号」を「第十四条第三項第一号」に改め、同条を第四条とする。

第四条の三中「第十二条の三」を「第十二条の二」に、「第十四条の三」を「第十四条の二」に改め、同条を第四条の二とする。

第五条第一項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第三項中「による控除」を「同項の規定による控除」に、「の適用」を「「法第四十一条第一項の規定の適用」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第二十八項」に改め、同条第四項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改める。

第五条の二第一項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同項第一号中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第二号中「同条第三項」を「同条第四項」に、「又は第三項」を「又は第四項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「、同項に」を「、法第十三条の二第一項又は第四項に」に、「つき法第十三条の二第一項又は第三項」を「つき同条第一項又は第四項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に、「震災特例法第十三条の二第一項又は第三項」を「震災特例法第十三条の二第一項又は第四項」に改め、同条第四項中「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に改め、同条第五項中「又は第四項」を「又は第五項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に改める。

第六条の六を次のように改める。

第六条の六　削除

第六条の七第三項第一号中「。以下この章において同じ」を削る。

第七条を削り、第六条の九を第七条とする。

第八条第一項中「第二十二条の」を「第十九条の」に改め、同項第三号中「土地等」を「土地又は土地の上に存する権利」に改め、同項第四号中「第二十二条」を「第十九条」に改め、同項第五号及び同条第二項中「第二十条」を「第十九条」に改める。

第十四条の二第三項中「第三十八条の二第二項第一号ニ⑴」を「第三十八条の二第二項第一号ニ」に改め、同条第四項第一号ロ中「第九項」を「第十項」に改め、同項第二号中「次項第二号、第六項及び第十一項」を「以下この条」に、「同条第二項第五号」を「法第三十八条の二第二項第五号」に改め、同条第五項第一号中「第十一項第三号」を「第十二項第三号」に、「次項第三号」を「第七項第三号」に、「応じ」を「応じそれぞれ」に改め、同項第二号中「応じ」を「応じそれぞれ」に、「次項第三号ロ及び第十一項第三号」を「第七項第三号ロ及び第十二項第三号」に改め、同条第十三項中「第二十九条の二第十四項」を「第二十九条の二第十五項」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、「、生年月日及び」とあるのは「及び生年月日、」と、」を削り、「「もの」を「、「もの」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十九条の二第十一項」を「第二十九条の二第十二項」に、「第六項まで」を「第七項まで」に、「及び第六項」を「から第七項までの規定」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「住宅取得等資金　次に掲げる場合の区分に応じ」の下に「それぞれ」を加え、同号イ⑵中「、生年月日及び」を「及び生年月日並びに」に改め、同号イ⑷を次のように改める。

⑷　警戒区域設定指示等（法第三十七条第一項第一号に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下同じ。）が行われた日以後に作成された住民票の写し、法第三十八条の二第二項第一号ニに規定する家屋に係る売買契約書の写しその他の書類で当該被災受贈者が同日において当該家屋を居住の用に供していたこと又は居住の用に供しようとしていたことを明らかにするものその他参考となるべき事項を記載した書類